議案第258号

平成29年度福岡市一般会計予算の補正に関する専決処分について

衆議院の解散による衆議院議員の総選挙の執行に伴い予算の補正をする必要があったので、 平成29年度福岡市一般会計予算を補正することについて、地方自治法第179条第1項の規定 により平成29年9月29日次のように専決処分した。

平成29年度福岡市一般会計補正予算(第3号)

平成29年度福岡市の一般会計の補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。 (歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ408,030千円を追加し、歳入歳出予算の総額 を歳入歳出それぞれ838,712,911千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算 の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

		款		項				補正前の額	補 正	額	計
(19)	県	支占	出金					千円 33,285,818	4	千円 408,024	千円 33,693,842
				3.	委	託	金	2,272,292	2	108,024	2,680,316
(24)	諸	収	入					120,125,048		6	120,125,054
				3.	保険	料収	て入	1,095,680		6	1,095,686
	歳	:	入		合	計		838,304,881	۷	108,030	838,712,911

歳出

款						項		補正前の額	補	正額	計
(2)	総	務	費					千円 45,452,700		千円 408,030	千円 45,860,730
				4.	選	挙	費	286,955		408,030	694,985
	歳		出		合	計		838,304,811		408,030	838,712,911

上記について地方自治法第179条第3項の規定により報告し、承認を求める。 平成29年12月12日

福岡市長 髙 島 宗一郎